

## 新規保育施設の利用定員について

令和 2 年 4 月 1 日 那珂市保健福祉部こども課

## 1 現状

当市においては、これまで認可保育所の認可定数と利用定員は同数という扱いをしていたが、新設保育園における特に 3 歳児から 5 歳児については、保育が必要な場合には既に他の保育施設を利用し、新たに保育が必要な幼児が見込めず、定員割れが生じている。

市が委託費として支給する施設型給付費は、認可定数 = 利用定員の枠による単価での給付としているが、新設保育園の場合、実際の利用人数に見合った枠単価での給付となっていないことから、単価の差が給付費に直接反映して保育園の経営に影響を及ぼす事態が生じ、課題となっている。

## 2 新たな考え方（基準）

上記 1 の現状から、令和 2 年度以降の給付費算定基準を以下のとおり定めるものとする。

- 認可定数 = 利用定員という考え方を改め、認可定数  $\geq$  利用定員とする。
- 新設保育園の場合は、3 歳児から 5 歳児までの入所が十分に見込めないことから、開園初年度と翌年度を調整期間とし、3 年度目に認可定数となるよう調整することとする。（学年進行方式）
- 学年進行方式の基本的な考え方は、3 歳児から 5 歳児の利用定員を減じて調整するものとし、保育事業者との十分な協議の上決定するものとする。
- こども課では、次年度の利用定員を確定するために、毎年 1 回適当な時期に、利用定員の変更の必要性について各保育事業者を確認することとする。

## 利用定員の変更について

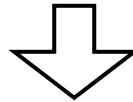
次の2保育園について、令和2年4月から学年進行方式を取り入れる。

(1) いくり保育園（平成31年4月開園） 認可定数：130名

利用定員 130名 ⇒ 110名

令和元年4月

|      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 利用定員 | 18  | 18  | 18  | 25  | 25  | 26  | 130 |
| 入所者数 | 13  | 18  | 18  | 20  | 13  | 2   | 84  |



令和2年4月

|      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計   |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 認可定数 | 18  | 18  | 18  | 25  | 25  | 26  | 130 |
| 利用定員 | 12  | 18  | 18  | 25  | 20  | 17  | 110 |
| 入所者数 | 12  | 17  | 18  | 25  | 18  | 12  | 102 |

(2) ARINKOMURA（令和2年4月開園） 認可定数：94名

令和2年4月

|      | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 計  |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 認可定数 | 6   | 12  | 16  | 20  | 20  | 20  | 94 |
| 利用定員 | 6   | 12  | 16  | 18  | 12  | 10  | 74 |
| 入所者数 | 6   | 12  | 16  | 11  | 12  | 7   | 65 |